

議案第 27 号

栗山町公園条例の一部を改正する条例

栗山町公園条例（昭和 44 年条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 1 章の 2 配置及び設置基準等（第 2 条の 2—第 2 条の 5）

第 2 章 管理（第 3 条—第 7 条）

第 3 章 公園管理者以外の者の公園施設の設置及び管理（第 8 条—第 11 条）

第 4 章 公園の占用（第 12 条—第 14 条）

第 5 章 有料公園施設（第 14 条の 2—第 14 条の 7）

第 6 章 雑則（第 15 条—第 24 条）

附則

第 1 条中「公園の」を「都市公園（法第 2 条第 1 項に規定する都市公園をいう。以下同じ。）及び都市公園以外の公園（以下「公園」という。）の」に改める。

第 1 章の次に次の 1 章を加える。

第 1 章の 2 配置及び設置基準等

（住民 1 人当たりの都市公園の敷地面積の標準）

第 2 条の 2 法第 3 条第 1 項に規定する条例で定める本町の区域内の都市公園の住民 1 人当たりの敷地面積の標準は、10 平方メートル以上とし、本町の市街地の都市公園の当該市街地の住民 1 人当たりの敷地面積の標準は、5 平方メートル以上とする。

（都市公園の配置及び規模の基準）

第 2 条の 3 町は、次の各号に掲げる都市公園を設置する場合においては、それぞれその特質に応じて本町における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次の各号に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

- (1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.2

5ヘクタールを標準として定めること。

(2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。

(3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。

(4) 主として本町の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園及び主として運動の用に供することを目的とする都市公園は、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

2 町は、主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合においては、それぞれの設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の設置基準)

第2条の4 法第4条第1項に規定する条例で定める一の都市公園に公園施設（法第2条第2項に規定する公園施設をいう。以下同じ。）として設けられる建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の2を超えてはならない。ただし、動物園を設ける場合その他次条第1項で定める特別の場合においては、同条第2項から第5項までに定める範囲内でこれを超えることができる。

(公園施設の建築面積の基準の特例)

第2条の5 前条ただし書で定める特別の場合は、次の各号に掲げる場合とする。

(1) 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第5条第2項に規定する休養施設、同条第4項に規定する運動施設、同条第5項に規定する教養施設又は同条第8項に規

定する備蓄倉庫その他都市公園法施行規則（昭和31年建設省令第30号）第1条の2に定める災害応急対策に必要な施設である建築物（次号に規定する建築物を除く。）を設ける場合

- (2) 前号の休養施設又は教養施設である建築物のうち、次のア又はイのいずれかに該当する建築物を設ける場合

ア 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定により国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物として指定され、又は登録有形文化財、登録有形民俗文化財若しくは登録記念物として登録された建築物その他これらに準じて歴史上又は学術上価値の高いものとして同法第182条第2項の規定に基づき条例の定めるところにより現状変更の規制又は保存のための措置が講じられている建築物

イ 景観法（平成16年法律第110号）の規定により景観重要建造物として指定された建築物

- (3) 屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場、壁を有しない休憩所及び屋根付野外劇場を設ける場合

- (4) 仮設公園施設（3月を限度として公園施設として臨時に設けられる建築物をいい、前3号に規定する建築物を除く。）を設ける場合

2 前項第1号に掲げる場合に関する前条ただし書で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として同条本文の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。

3 第1項第2号に掲げる場合に関する前条ただし書で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の20を限度として同条本文の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。

4 第1項第3号に掲げる場合に関する前条ただし書で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として同条本文又は前2項の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。

5 第1項第4号に掲げる場合に関する前条ただし書で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の2を限度として同条本文又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。

別表第1を次のように改める。

別表第 1

名称	位置	公園の種別
ひばり児童公園	栗山町中央 4 丁目 2 9 6 番地	都市公園
さくら児童公園	栗山町松風 3 丁目 1 8 9 番地	都市公園
ひまわり児童公園	栗山町中央 4 丁目 1 1 7 番地	都市公園
ふたば児童公園	栗山町中央 2 丁目 3 2 3 番地	都市公園
にしき児童公園	栗山町錦 2 丁目 8 4 番地	都市公園
かくた児童公園	栗山町角田 1 7 番地	都市公園
栗山運動公園	栗山町松風 4 丁目 2 2 番地	都市公園
栗山公園	栗山町桜丘 1 丁目及び 2 丁目	都市公園
あさひ児童公園	栗山町朝日 3 丁目 9 9 の 3 5	都市公園
松風児童公園	栗山町松風 2 丁目 1 8 8 番地	都市公園
朝日ふれあい公園	栗山町朝日 4 丁目 2 5 番地 2 4	都市公園
開拓記念公園	栗山町角田 1 8 3 番地	都市公園
夕張川河畔公園	栗山町錦 3 丁目	都市公園
ご縁広場	栗山町松風 2 丁目 1 番地 1 他	都市公園以外の公園
駅西口広場	栗山町錦 3 丁目 1 3 8 番地 2 他	都市公園以外の公園

附 則

この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。